

“デュランタ”の花言葉は寄り添う心

神奈川県司法書士会
広報誌

Duranta

vol.5

2026.MAR

特集

1

住所・名前の変更登記の義務化

特集

2

「争族」防ぐ遺言書のカ

～法律の専門家が見た、相続のリアル～

人生の節目に、そっと寄り添う。“司法書士”という専門家
information

Cover
Model

相続登記促進事業イメージモデル
たかはし けいこ
高橋 恵子さん

住所・名前の変更登記の義務化

※法人も対象になります



しほちゃん



ユーキくん

不動産所有者の住所および名前（または名称）の変更登記が2026年4月1日から義務化されます。変更日から2年以内に申請が必要となり、施行前の変更分も対象となります。そこで神奈川県司法書士会のマスコットキャラクター「ユーキくん」と「しほちゃん」に義務化について分かりやすく解説してもらいました。

2年って聞くと長く感じるけど、うっかり忘れてしまっってしまった場合に罰則はあるの？



2年って聞くと長く感じるけど、うっかり忘れてしまっってしまった場合に罰則はあるの？



変更登記はいつまでに行なえばならないの？



それはね「住所等変更登記の義務化」だよ。例えば土地や建物などの不動産を持っている人が引越や結婚で住所や氏名が変わった場合に、変更をきちんと登記にも反映させなければならぬという制度なんだ。



ユーキくん、大変！4月から登記の義務化が新しくされるって聞いたんだけど、どんな登記が義務化されるの？



実は事前に法務局に住所や氏名、生年月日などを登録すると法務局が住基ネットを定期的にチェックし、住所や氏名を変更し



登録する以外の方は法はないのかしら？



登記簿上の住所と今の住所の繋がりがわかる住民票があれば大丈夫。ただかなり前から住所変更登記をしていない人は、住民票だけじゃ住所の繋がりが分からない場合がある。そういうときは少し複雑になるね。



登記申請って難しいそうだな。例えば住所変更の登記申請には、どんな書類が必要なの？



申請者が正当な理由（重病など）なく申請をしなかった場合には、5万円以下の過料が課されることもあるので、気をつけなといけね。



いろいろな教えてくれてありがとう。

もちろん！住所変更登記も、法務局への住所や氏名、生年月日などの登録の手続きも相談できるし、代理もしてくれるよ。ぜひ無料相談会などを利用してね。



それだと安心ね。こうした登記申請について司法書士にお願いすることはできるの？



た人に知らせてくれて、変更登記もしてくれる制度ができるんだ。住所を登記簿に反映されると困る人もいるから、本人の承認を得てからだけだね。

なるほど！そういうことね！

法務省にも解説ページがありますのでご覧ください

義務化特設ページ





「争族」防ぐ遺言書の力

～法律の専門家が見た、相続のリアル～

相続の現状と遺言書の意義やその役割について、最前線で活躍する司法書士に語りあってもらいました。

大きく違う時間と手間

司会・高松 由貴（以下、高松） 遺言書がある場合と、ない場合では、相続の手続きにどのような違いがありますか。

司法書士・伊藤 ますみ（以下、伊藤） 大きく違うのは、相続手続きにかかる「時間」と「手間」です。遺言書がないと民法が定めた相続人全員で話し合いを行う遺産分割協議の必要があります。この話し合いがまとまるまで、手続きを進めることができません。一方、遺言書があれば、基本的にこの協議は不要です。遺言書は遺産分割協議より優先されます。

口頭では法的効力なし

高松 相続について相談を受けたときに「遺言書があれば」と感じた事例はありますか。

司法書士・塩谷 陽子（以下、塩谷） 子どもや孫がいない夫婦のどちらか一方に相続があった場合です。妻が夫（被相続人、亡くなった人のこと）の相続人を調べたら、下記事例1のとおり、夫に異母兄弟のAがいることがわかり

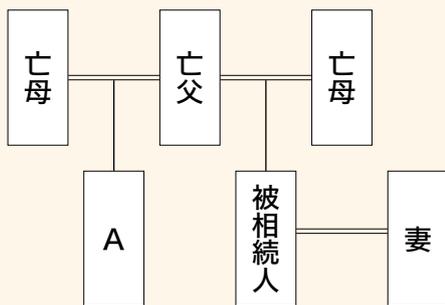
ました。面識のないAと話し合いをするまでに苦労したそうです。

高松 そうですね。遺言書がない場合は、民法で定められたルールに沿って、相続人や取り分（相続分）が決まります（注1）。その結果、顔見知り程度の人や、会ったことのない人と相続の話し合いをすることになる場合があります。話し合いが難しくなることもありますね。

（注1）当会ホームページの『法律相談Q&A』の『相続・遺言について』を、ご参照ください。

伊藤 私は相続人の1人が行方不明で連絡を取ることができなかった事が

事例1





司法書士(司会)

たかまつ ゆき
高松 由貴さん

神奈川県司法書士会研修部理事
横浜東支部所属

ありました。相続人が1人でも欠けた場合の遺産分割協議は無効です。このケースでは、家庭裁判所に不在者財産管理人の申立てを行い、申立てをした相続人が予納金として数十万円を家庭裁判所に納めました(注2、3)。

高松 確かに、疎遠な関係になり相続人の所在がわからないことも考えられます。それに相続人全員が常に元気でいるとは限りません。遺言書があるだけで相続人の負担は大きく減りますね。

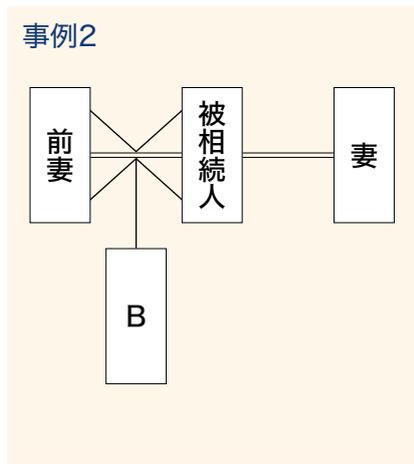
(注2) 「不在者財産管理人」とは行方不明の人に代わって、その人の財産を守り、法的な手続きを行う人です。家庭裁判所が選任します。

(注3) 「予納金」とは裁判所の手続きを利用する際に、事前に納めておく必要経費のことです。主に裁判所が選任した管理人などへの報酬に充てられます。

塩谷 再婚している方の場合も、状

況によっては遺言書を用意しておく目安です。相談を受けた左記事例2では、亡くなった夫が生前、「自分が亡くなったときは、すべての財産を妻に渡したい」と常々妻に話していたそうです。しかし、遺言書を残していなかったため、面識交流のないB(夫と前妻との子)と相続について話し合いをすることになりました。

生前にどれほど意思を伝えていても、口頭の約束だけでは、死後に法的な効力は認められません。想いを実現するためには、遺言書という形で残すことが大切です。



実現可能な内容にする

高松 遺言書があるのに苦労したことはありませんか？

伊藤 「全財産を妻に相続させる」という遺言書があったケースです。妻

が夫の財産をほとんど把握しておらず、財産調査から始める必要があります。夫が財産目録などを作っていれば、調査に多くの時間をかけずに済んだと思います。

高松 相続税の申告が必要な場合は、財産調査に時間がかかると申告期限に間に合わなくなるかもしれませんね。

塩谷 依頼主が下記事例3のような遺言書を持つてきました。遺産を渡したい相手が不明確なので、法務局ではこの遺言書を使用して不動産の名義変更ができませんでした。遺言書の作成段階で専門家に相談してもらえば、このような事態は避けられました。せっかく遺言書を作成していても、実現可能な内容でなければ、本来の目的を果たせないことがあります。

相続人のトラブル回避

高松 遺言書を作成するメリットについて教えてください。

伊藤 遺言書には、相続人同士のトラブルを防ぐという役割が期待できます。「うちは家族仲がいいから大丈夫」「私は財産が少ないから必要ない」などの理由で遺言書を作成しない方がいますが、遺産分割協議がまとまらず、裁判所の手続きに進んだ事件の

事例3

遺言書
私の全財産は長女にしたいが
長男のためにつかうもよし。

〇年〇月〇日
〇〇〇〇 印

うち、遺産額(自宅不動産を含む)が1千万円以下のものが全体の35%を占め、5千万円以下までに範囲を広げるとおよそ77%を占めています(注4)。(注4) 「令和6年司法統計年報3家事編」遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(第53表)より

高松 いわゆる「争族」は、財産が多い方だけの問題ではないのですね。

塩谷 そうなんです。相続人が「できるだけ多く受け取りたい」と思うのは、ごく自然な感情です。また、希望する財産が重なる、故人との関係性、相続人以外の方の干渉、相続への期待の大きさなどが絡み合い、話し合いがスムーズに進まないことがあります。

伊藤 遺言書があれば、紛争を完全に防ぐことはできないとしても、ある程度減らせる効果が期待できると思い

遺言書保管制度の詳しい内容や保管申請手数料等については、法務省のホームページでご覧いただきたいと思います。

塩谷 自筆証書遺言は、民法で書き方のルールが定められていて、これを守らないと無効になることがあります（民法968条）。また遺言で定めることができる事柄には限りがあります。自筆証書遺言書保管制度を利用しない場合には検認が必要です。さらに、自筆証書遺言、公正証書遺言とも、相続人の遺留分（注6）に注意が必要です。遺留分を考えずに作成すると争いになることがありますので、専門家に相談してほしいと思います。

（注6）遺留分 民法が一定範囲の相続人に保障した「最低限受け取れる相続財産の価額に対する割合」のこと

伊藤 遺言書の内容を実現するため、財産管理や遺言執行に必要な手続き



司法書士

塩谷 陽子 さん

神奈川県司法書士会広報委員会委員
横浜東支部所属

きを行う「遺言執行者」の定めがない遺言書もあります。「遺言書による認知」や「相続人の廃除」など、必ず遺言執行者が行わなければならないものがあります。

塩谷 そうですね。とくに不動産を相続人以外の方が引き継ぐ場合には、遺言執行者がいるかどうかのポイントになります。遺言執行者がいない場合、名義変更の手続きには相続人全員の協力が必要となり、受遺者（注7）にとって大きな負担となります。遺言執行者がいれば、受遺者と遺言執行者のみで手続きを完結できるため、負担が減り、スムーズに名義変更を進めることが可能です。

（注7）遺言によって財産を譲り受ける人

ホットラインで相談を

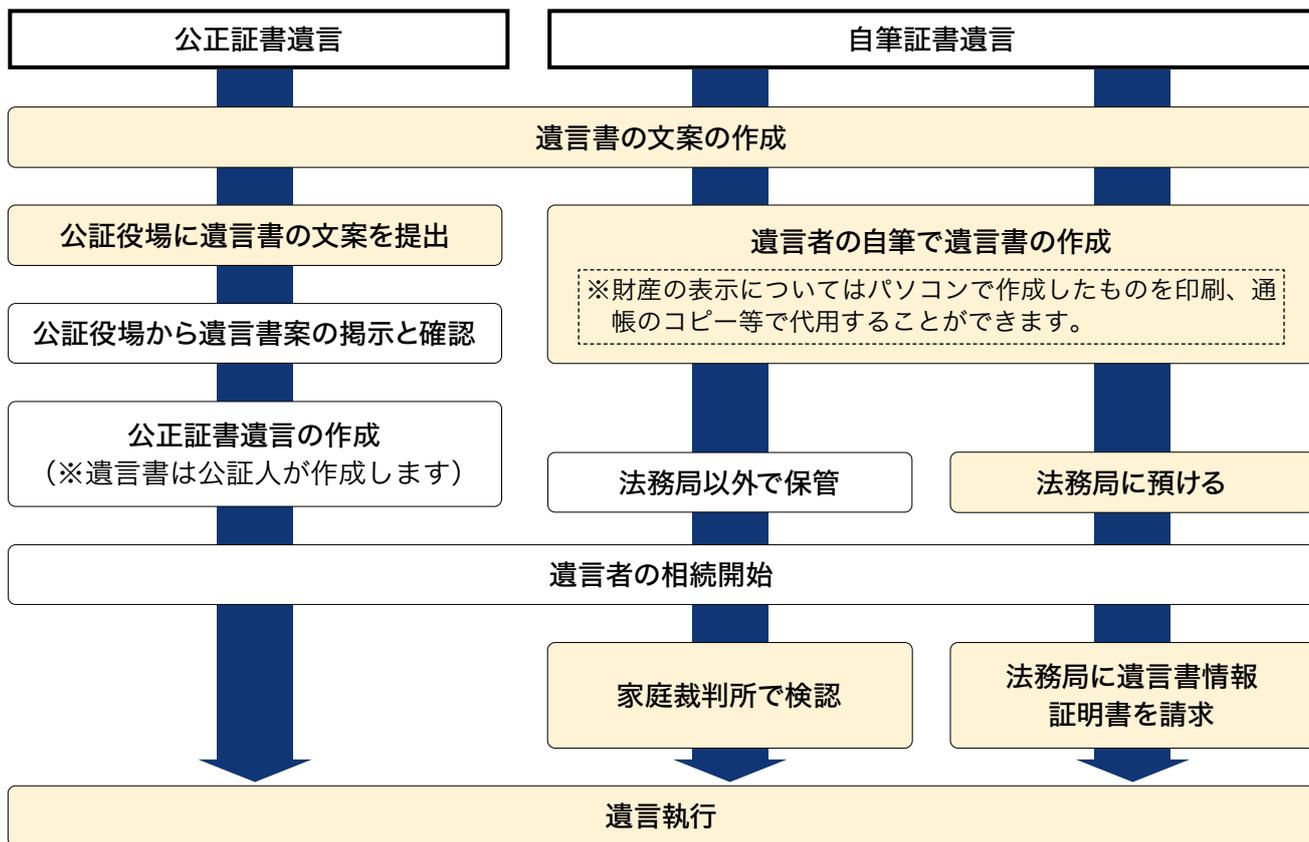
高松 遺言書を作成するときに相談する窓口はありますか。

伊藤 神奈川県司法書士会では、「相続・遺言ホットライン」という無料の電話相談を行っています。

塩谷 その他の相談窓口も神奈川県司法書士会で紹介していますので、ぜひ当会のホームページで確認してください。

遺言書作成フローチャート

色付枠は、司法書士がお手伝いできます（※有料となります）。



人生の節目に、そっと寄り添う。 “司法書士”という専門家

「司法書士って、どんな仕事をしているの？」

実は司法書士の仕事はとても幅広く、あなたの人生の“大切な節目”に寄り添う専門家です。
今回は、人生のさまざまな場面で登場する司法書士の仕事をご紹介します。



社会人になる

家賃や敷金トラブル、お金のことで悩む（残業代が支払われない、借金がある…等）ときもあるかもしれません。
司法書士は契約内容やリスクを一緒に確認し、具体的なアドバイスをします。

マイホーム購入時の名義変更等の登記手続、住宅ローン完済後の抵当権抹消の手続きを丁寧にサポートします。
将来を見据えた生前贈与も含め大切な財産を“確かな形”に整えます。

家を買う



定款の作成や設立登記をはじめ、会社名、資本金、役員構成などの法的要件を整理し、スムーズなスタートアップを実現します。
また、会社設立後の役員変更など、会社に関する法的な手続きをサポートします。



会社を経営する

突然訪れる相続。「何から手をつけていいかわからない」ときこそ司法書士へ。
戸籍の収集、相続人の確認、相続放棄、遺産分割協議書の作成まで、司法書士がご家族の気持ちに寄り添いながら、円滑な相続手続きをサポートします。

家族の相続



老後の備え



「もしも自分が認知症になったら…」
「家族に迷惑はかけたくない」
そんな不安に備え、あなたの意思を未来に確実に残す「遺言書」の作成や、万が一の時に財産を守る「成年後見制度」や「家族信託」といった“将来の安心プラン”づくりを、一緒に考え、設計します。

「こんなこと、相談してもいいのかな？」そう思う前に、どうか気軽に私たちにお声がけください。
神奈川県司法書士会は、いつでもあなたのそばにいます。

司法書士「相続・遺言ホットライン」のご案内

令和6年4月から相続登記申請義務化がスタートしました。神奈川県司法書士会では、相続登記に関するご相談やご依頼にお応えするホットライン電話回線を用意しています。県内地域別の電話番号におかけいただければ、お住まいの近くの司法書士事務所に直接つながり、相続・遺言に関するさまざまな問題をご相談いただけます。相続手続きで迷ったら、神奈川県司法書士会の「相続・遺言ホットライン」にぜひお電話ください！

※相談料無料。通話料のみご負担ください。※やむをえず遠方の司法書士が担当する場合があります。

横浜市	中区・磯子区・金沢区 ☎050-5212-0623	相模原市 ☎050-5212-0631	該当の司法書士がいない場合は、 神奈川県司法書士会へご連絡ください。 ☎045-641-1372 [受付時間] 9:00～17:00 [休業日] 土曜・日曜・祝日
	西区・南区・港南区・栄区・戸塚区・泉区 ☎050-5212-0624	横須賀市・逗子市・三浦郡・鎌倉市・三浦市 ☎050-5212-0628	
	神奈川区・保土ヶ谷区・鶴見区・旭区・瀬谷区 ☎050-5212-0625	藤沢市・茅ヶ崎市・高座郡 ☎050-5212-0630	
	緑区・青葉区・港北区・都筑区 ☎050-5212-0626	厚木市・愛甲郡・伊勢原市・大和市 海老名市・座間市・綾瀬市・秦野市 ☎050-5212-0632	
川崎市 ☎050-5212-0627	小田原市・足柄下郡・南足柄市 足柄上郡・平塚市・中郡 ☎050-5212-0629	相談フロー 	

[受付時間] 13:00～16:00 [休業日] 土曜・日曜・祝日

※面談からは有料になります。

司法書士による無料電話相談（相談時間30分以内）

お急ぎの方は電話相談をおすすめします！

※毎月25～31日と8月13～16日を除く

ご相談内容	ご相談先	日時	連絡先
法律や登記に関する一般的な相談 無料	神奈川県司法書士会 一般法律相談	月曜～金曜 13:00～16:00 ※	☎045-641-1348
裁判などの相談 無料	神奈川県司法書士会 裁判・多重債務相談	月曜～金曜 13:00～16:00 ※	☎045-641-1389
訴えられた方、訴えられそうな方の相談 その他、民事一般の相談 無料	神奈川県司法書士会 当番司法書士電話相談	月曜～金曜 16:00～19:00 (受付は終了の5分前まで)	☎045-641-6110
労働問題に関する相談 無料	神奈川県司法書士会 労働トラブル電話相談	毎週水曜日 13:00～16:00	☎045-662-9133

●(公社)成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

成年後見に関する相談 無料	リーガルサポートによる成年後見相談	月曜 15:00～17:00 水曜 10:00～12:00 金曜 15:00～17:00	☎045-663-9180
----------------------	-------------------	----------------------------------------------------	----------------------

司法書士の法律相談について ※法務大臣認定司法書士は、簡易裁判所事物管轄（訴額140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます（司法書士法第3条1項6号、7号、8号）。 ※全ての司法書士は、金額の多寡にかかわらず、裁判所提出書類（訴状、調停申立書、破産申立書など）の作成事務を行うこと及びこれについての相談に応じることができます（司法書士法第3条1項4号、5号）。

リレーノートで終活対策！

横浜地方法務局、神奈川県司法書士会、神奈川県土地家屋調査士会が共同で作成したエンディングノート。タイトルは「リレーノート」です。もしもの時に備え、ご自身の生活・財産等の情報を書き残しておくためにお使いいただけます。ご家族、次世代の方々など皆さまにとって大切な方に、ご自身の「思い」をつなげていただくためのノートです。ぜひご活用ください。神奈川県司法書士会ホームページよりダウンロードができます。



編集後記

相続登記に続き、今年の4月から住所・名前の変更登記も義務化されます。どちらも手続きを怠ると過料の対象となるため、少しでも心当たりのある方は早めのご相談をおすすめします。今号では、いわゆる「争族」を防ぐ有効な手段の一つとして「遺言書」を特集しました。相続登記や遺言書作成に限らず、皆さまの人生の節目において、「ちょっと聞いてみよう」と思っていただけの身近な専門家として、司法書士がお力添えできれば幸いです。（広報部一同）

神奈川県司法書士会広報誌 Duranta (デュランタ) vol.5 (MAR)

2026年3月9日発行

[提供] 日本司法書士会連合会

[編集・発行] 神奈川県司法書士会 〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地

☎045-641-1372

[発行責任者] 神奈川県司法書士会 広報部長 塩崎 博一

